

国民健康保険・ 後期高齢者医療制度からのお知らせ 医療費通知について

■問合せ 住民課国保医療グループ（☎ 74-3002）
北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）



洞爺湖町および北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関などを受診したすべての被保険者の皆さんに送付します。

これは、医療機関の窓口で支払った自己負担分

を除いた医療費は、国民健康保険（洞爺湖町）および後期高齢者医療制度から支払われていることを理解してもらうとともに、健康管理の重要性を意識してもらうことで、医療費の適正化や被保険者の皆さんの負担軽減を図ることを目的としています。

医療費通知を活用しましょう

- ①医療費の推移が一目で分かるため、自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ②健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- ③診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

診療年月	診療等を受けた方	医療機関等の名称	入外区分	日数(回数)	医療費等の総額(円)	支払った医療費の額
〇〇年〇月	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
〇〇年〇月	××××	××××××××	××	×	×××,×××	×××,×××
〇〇年〇月	△△△△	△△△△△△△△	△△	△	△△△,△△△	△△△,△△△
				合計	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇

医療費控除の申告・注意事項

このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。ただし、記載のないものは、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付する必要があります。医療費控除の申告に関することは、税務署に問い合わせください。

医療機関などの請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。

また、自己負担額は、医療費助成などを受けている場合など、記載されている金額と実際に自身が負担された金額が異なる場合があります。このお知らせは、皆さんの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。特に手続きなどは行う必要はありません。

発送月・対象年月

区分	発送月	診療月
国民健康保険	令和2年7月（下旬）	令和元年11月～令和2年4月
	令和3年1月（初旬）	令和2年5月～令和2年10月
後期高齢者医療制度	令和3年1月（上旬）	令和2年1月～令和2年9月
	令和3年2月（下旬）	令和2年10月～令和2年12月

※後期高齢者医療制度については、昨年度までと1回目の発送時期が変わります。